

環環環対第4905号  
平成30年12月14日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市長 清水 勇人

## 意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第19条第1項の規定により（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

### 記

（仮称）セントラルパーク整備事業環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

#### 1 総括事項

- (1) 評価書は、さいたま市環境影響評価技術指針及び同手引に従って作成すること。
- (2) 図書に記載したデータに多くの誤りがあると、図書全体の信頼性が低下するおそれがあるので、十分注意すること。
- (3) アセス実施から事業着手までに期間が開くと、事業実施区域の環境は変化する可能性がある。

また、現段階で公園の設計が具体化されておらず、項目によっては予測・評価及び環境保全措置の検討が十分にできていない部分も見受けられる。事業着手までの期間に、環境の状況の変化が確認された場合や計画が具体化した場合においては、大きな変化が確認された部分について、環境影響評価の手続きを再実施すること。

## 2 計画

- (1) p.2-21 の建築施設計画には、「ビジターセンターが環境共生のセンター機能も発揮していくために、エコライフの機能を取り込んでいく。」とあるが、すでに検討されているエコライフの機能、例えば再生水の利用を考えているのであれば、その利用方法を具体的に記載すること。
- (2) 現在のところ、事業実施区域の近くには路線バスが通っているが、公園内にバス停の設置は予定されていない。交通渋滞の緩和や大気質等の環境保全措置のために公共交通機関の利用を推進しているので、公園内にバス停の設置や乗り入れを想定した駐車場整備なども計画すると良い。
- (3) 本事業は、さいたま新都心の広域防災・医療拠点としての役割を補完することも目指しているが、広域避難場所の機能を持たせることも検討するとともに、新都心からの交通の整備や、救助部隊が集結する際に植栽等が邪魔にならないような設計を行うことが望ましい。

## 3 調査、予測及び評価の結果

### (1) 大気質

#### ア 環境保全措置について

自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、p.10.1-53 等に環境保全措置として記載されている、アイドリングストップやシェアサイクルの利用推進は、窒素酸化物等を削減するための有効な対策であるので、積極的に推進すること。

#### イ 微小粒子状物質について

微小粒子状物質（PM2.5）については、さいたま市環境影響評価技術指針では対象項目としていないが、市民の関心が高い項目でもあるので、今後の動向を踏まえ、必要に応じて追加調査を検討する等、適切な対応を行うことが望ましい。

### (2) 騒音及び振動

#### ア 道路に面する地域の環境基準値（p.10.2-8）

騒音に関する道路に面する地域の環境基準値は、地域の類型、面する道路の種類、及び車線数により決まるので、評価書では対象とする道路の種類、名称および車線数を記載すること。

#### イ 学校環境衛生基準 (p.10.2-15)

建設機械の稼働に伴う騒音の影響の予測において、芝川小学校校舎の窓の外側に設定されている予測地点については、地上からの高さのみの記載であって教室の窓面からの水平距離の記載がない。学校環境衛生基準は教室内の基準であるため、評価書では教室と予測地点の位置関係を明確に示すこと。

#### ウ 配慮施設への対応

事業実施区域は、配慮施設である芝川小学校や医療施設と隣接、又は近接している。建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測結果は、遮音壁を設置することで規制基準を満たしているが、実際の稼働状況等によっては基準を超過し周辺に対し影響を及ぼすおそれがあるため、造成工事中は影響を最小限にするよう十分配慮すること。

### (3) 水質

#### ア 水質への影響

造成などの工事に伴う水質への影響について予測する際、降雨強度の設定に当たっては「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」に基づき 3mm/h という平均降雨強度を用いているが、近年は 50mm/h など激しい降雨が増えていることから、降雨量が増大した状態も考慮すること。また、見沼の池に関しては、降雨時に芝川の逆流水が流入する可能性も考慮すること。

#### イ 予測・評価

池の水の水質について、隣接する合併記念見沼公園におけるヨシ等の植物による水質浄化の実績を元に定性的な予測及び評価を行ったとある。しかし、合併記念見沼公園の池の水質の維持がヨシの浄化作用によるものであるとは証明できておらず、隣の公園の実績のみをもって本事業でも水質が保全されると結論付けるのは難しい。予測及び評価をするのであれば、ヨシの配置やヨシによる浄化の効果などを具体的に示し、できるだけ定量的な予測・評価を行うよう努めること。

### (4) 動物

#### ア 繁殖期への影響

造成工事等、大きな騒音の発生が予測される作業を実施する場合、

できる限り保全すべき種の繁殖期を避け、事業実施による影響を極力回避・低減するよう努めること。

イ 特定外来生物の駆除 (p.10.7-4、10.7-6 等)

現地調査では、アライグマやカミツキガメ等の特定外来生物が確認されている。事業の実施によってこれらの生物が区域外に逃げ出した場合、実施区域内周辺の生態系や生活環境に影響を与える恐れがあることから特定外来生物が発見された場合は、速やかに捕獲し、適切に処分すること。

(5) 植物・生態系

ア 予測結果について (p.10.8-19)

事業計画の策定にあたっては、環境への影響をできる限り回避し、又は低減させるための措置を優先して検討すべきであるが、事業計画区域で確認された保存すべき群落であるアカメヤナギ群落は、この事業の実施により、すべて消失すると予測されている。現在、事業地内のアカメヤナギ群落は動物等の生息の場にもなっているので、できるだけ既存の植栽を生かすような計画にされたい。

イ 代償措置 (p.10.8-23)

事業実施区域内で確認されたミゾコウジュの生育地は、対象事業の実施によりすべて消失するという強い懸念がある。可能な限り保全するのが望ましいが、代償措置として移植を行うのなら、市内での実績を参考に、その手法が有効であることの根拠を示すこと。また、事業実施に当たっては、細心の注意を払い移植等の代償措置を確実に実施し、継続的モニタリング等を行い、定着状況を確認すること。

ウ 保全すべき種への影響(p.10.8-2、p.10.8-23 など)

事業実施区域ではミゾコウジュの他、ウスゲチョウジタデも確認されている。また、事業実施区域近傍でも保全すべき種が確認されている。事業着手までの間に期間が開くと、植生が変化する可能性があるため、定期的な状況把握に努めること。

エ 生育環境の質的向上

現在の事業実施区域にはオギやカナムグラなどが生育しており、動植物の生育環境としては少し荒れている部分があるが、事業実施

による緑地の良好な環境の創出で、生育環境の質的向上が予測される。ただし、p.10.8-24 の予測結果によると、緑被率の数値自体はあまり変わらない(81.2%→池を含め 81.9%) ので、動植物の生育環境も考慮した質的向上について、より具体的に評価すること。

#### (6) 地域交通

##### ア 道路の状況 (p.10.15-3)

事業地実施区域周辺には教育機関や医療施設が隣接、又は近接しており、小中学校等の通学路となっている道路がある。特に、C 1、C 2については、見通しも悪く非常に車が出入りしにくい状況である。事業実施に当たっては、事業実施区域周辺の道路の交通安全対策を十分に検討すること。また、現在C 2地点は西隣の浅間町の交差点付近から工事を行っており、道路の状況は変化している。このように、事業着手までに道路環境に変化があった場合には、その状況に応じて再検討すること。

##### イ 環境保全措置 (p.10.15-20)

環境の保全のための措置としてシェアサイクルの利用の推進を挙げているが、自転車交通の増加による自動車と自転車の事故、自転車と歩行者の事故の両方の増加が懸念される。本事業に伴い自動車、自転車、歩行者ともに安全かつ快適に通行できるような道路環境が計画的に整備されるよう、関連部署と連携して事業を進めること。

## 4 事後調査の計画

### (1) 関連車両の調査

大気質・騒音・振動などの調査は、ある一定の工事期間中のサンプリングであり工事全体の状況を把握することはできないが、工事現場に出入りする関連車両の状況を日報等の台数管理で示せると、事後調査と工事状況を比較できるため、事後調査報告書として信頼性の高いものになる。